岩手県一関市厳美町
字板川　一八五番一
一八五番五九
字須川岳国有林
二三二林班る10小班
二三二林班る15小班
二三二林班る5小班
二三二林班る11小班
二三二林班と1小班
二三二林班ね小班
二三二林班と2小班
二三二林班な小班
二三二林班と3小班
二三二林班た小班
二三二林班ら小班
一号から十号まで
十一号から三十号まで
三十一号から三十六号まで
三十七号から四十号まで
四十一号から四十八号まで
四十九号及び五十号
五十一号
五十二号
五十三号から五十九号まで
六十号から六十二号
六十三号及び六十四号
六十五号から六十七号まで
六十八号
字祭畤山国有林
二四三林班は小班
二四三林班い2小班
二四三林班ほ2小班
二四三林班へ小班
二四三林班に5小班
二四七林班は小班
二四七林班へ小班
字祭畤　二六三番
字市野々原
一〇八番三五六
一〇八番四八三
一〇八番一二
一〇八番四八〇地先河川敷
六十九号
七十号
七十一号から七十三号まで
七十四号及び八十一号から八十八号まで
七十五号から八十号まで及び八十九号から九十一号まで
九十二号から百五号まで及び百七号から百十五号まで
百六号
百十六号
百十七号
百十八号から百二十一号まで
百二十二号から百四十七号まで
百四十八号

○防衛省告示第二百三十八号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十三年九月二十六日

防衛大臣　一川　保夫

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1) 北緯三四度二〇分二四秒　東経一三九度一六分五五秒 (2) 北緯三四度一四分三二秒　東経一三九度一八分三七秒 (3) 北緯三四度〇七分三〇秒　東経一三九度二一分四四秒 (4) 北緯三四度〇六分四八秒　東経一三九度一三分二九秒 (5) 北緯三四度一四分一二秒　東経一三九度一四分四九秒 (6) 北緯三四度二〇分一八秒　東経一三九度一五分一三秒	平成二十三年十月三日から同月二十七日までの間、毎日午前七時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止

○近畿地方整備局告示第二百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宍粟市波賀町戸倉字宮ノ向一六五番六地先から同市波賀町戸倉字宮ノ向一六五番八まで	前	一六・〇〇～四〇・〇〇メートル　〇・一七一キロメートル
	後	一三・八〇～四〇・〇〇メートル　〇・一七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市波賀町戸倉字宮ノ向一六五番六地先から同市波賀町戸倉字宮ノ向一六五番八まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月二十六日

○近畿地方整備局告示第二百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　滋賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第二百五十六号木之本高月都市計画、浅井湖北都市計画、山東伊吹都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画及び湖東都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（東北部処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十七年二月二十三日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　昭和五十七年建設省告示第二百五十六号、平成元年建設省告示第五百二十七号、平成二年建設省告示第千五百八十号、平成五年建設省告示第千百二十九号、平成七年建設省告示第千十六号、平成八年建設省告示第三百二十八号、平成九年建設省告示第千二百九十九号、平成十二年建設省告示第五百四号、平成十六年近畿地方整備局告示第百三十二号及び平成二十二年近畿地方整備局告示第百四十八号の事業地のうち、彦根市松原町字大洞及び字指合並びに米原市磯字西埋塚、字東男山及び字向山地内において事業地を変更し、彦根市宮田町字大畑、字大谷、字走り及び字次良谷並びに米原市磯字障子谷及び字蛇谷を削る。
使用の部分　変更なし